
PTA 活動のしおり

市川市立大町小学校 PTA

目次

大町小へようこそ！	2
PTA について	2
大町小 PTA の大きな役割とは.....	3
現在の PTA 組織及び活動内容	4
大町小 PTA 年間活動 R5 年度.....	5
PTA よくある質問 Q&A	6
大町小 PTA 会則.....	7
大町小 PTA 個人情報扱いに関する基本方針について.....	9

大町小へようこそ！

小学校生活は 6 年間。長いようであっという間です。大町小で様々な経験を積む子供の成長を見守りながら、PTA 活動を行ってみませんか？でもどんな活動をしているかわからないからどうしよう。迷ってしまう気持ちもわかります。まずはこのしおりをご覧ください！

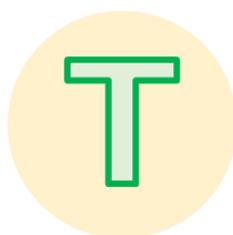
そもそも PTA とはどんな組織なのでしょう。

PTA は戦後、アメリカの制度をお手本とし日本の教育機関に導入されました。



Parent

(保護者)



Teacher

(先生)



Association

(組織)

PTA とは任意で参加する保護者と教職員を会員とする社会教育関係団体です。子どもたちの教育環境をよりよい環境になるように自主的にサポートし、家庭と学校と社会において健全な成長を図ることを目的に活動しています。

どんなことをしているの？

学校への協力

子どもたちのよりよい学校生活のため、学校の行事などが円滑に行われるよう協力しています。

保護者のための交流・さまざまな情報を提供

保護者同士の交流の場を設けたり、子育てに関する情報の提供や地域の情報提供を行います。

学校・家庭・地域の懸け橋

保護者は地域の住民でもある立場を生かし、互いに連携しながら地域における教育環境の改善、充実を図ります。

PTA について

PTA はボランティア活動です。大町小の PTA も加入するかどうかは自由です。活動も強制されるものではありません。昨今、「PTA は入学したら強制加入で会費もとられてしまうのはおかしい！加入をやめよう！」と様々なメディアで取りあげられています。入ったらいろいろと面倒だし、加入自体やめてしまおうと思うかもしれません。そのように感じるのももっともです。誰だって強制なんてたまりません。ここで一つお願いがあります！

次のページをめくり大町小 PTA の活動や考え方についてもう少しだけ読みすすめてください。持続可能な PTA 活動にむけて大町小 PTA は動きだしています！

大町小 PTA の大きな役割とは

大町小は「小さな学校大きな家族」人とかかわりつながり「あい」のある学校をスローガンに掲げています。大町小 PTA もその学校の思いに寄り添い活動を続けてきております。

PTA の大きな役割は 2 つあります。
それは「活動でのサポート」と「資金面でのサポート」です。

PTA 活動に参加していただくと学校や子どもたちに直接かかわる機会が増え、達成感もあると思います。しかしながら忙しく PTA の活動に参加できなくても会費を納めていただけることで十分に子どもたちの活動に寄与することができるのです。

活動でのサポートですが大町小 PTA は自然豊かな環境の中で子どもたちが安心して学べるように定期的に樹木の消毒作業を行い害虫の駆除を行っています。
また、わんぱく農園という学校に隣接する畑での野菜の収穫体験を毎年 2 回(じゃがいも、さつまいも)できるように畑の除草や耕作を行っています。

次に資金面での主なサポート活動ですが、あれ？公立校だから必要経費は市から支給されているのでは？と思われるかもしれません。予算の関係もあり、必要最低限の経費しか支給されないのが現状です。

PTA では大町小での教育環境をよりよくするため、様々な角度からサポートしています。その 1 つとして挙げられるのが、全児童が日よけとして入れるテントです。熱中症を防ぐため、運動会や校庭でのイベント時に設営し、貸与し、都度設営・撤去を手伝っています。
子どもたちに活字に触れる機会を増やし、興味を持って本を読んでもらいたい思いから、図書室の本の購入もサポートしています。
また財政活動として資源ごみの回収場所を学区内に設けており、その見守りや清掃も行っております。

会費は月額 1 家庭につき 500 円。PTA 活動でのサポートに参加することが難しくても PTA 会費を納めていただくことで子どもたちの教育環境の向上に貢献できます。

これまで PTA の活動や会費の使い道がわかりにくかったのも事実です。ブログでの活動報告も始めました。大町小 PTA は日々アップデートし動いています！

PTA を廃止し、父母会などのボランティア団体を立ち上げた学校などもあります。同じような活動をおこなうのであれば私たちは中から PTA を変えて大町小の児童をサポートしていきたい！と考えています。本当に PTA は必要のない団体なのか。ご家庭で一度 PTA 加入についてご検討いただければ幸いです。

現在の PTA 組織及び活動内容

戦後の PTA が発足した時代とは違い、共働き世帯がスタンダードとなった現代においては活動の内容が現状に即していないものが多くなってきました。

大町小 PTA も世の中の変化に対応し、無理なく参加できる PTA 活動にむけて見直しを重ね、持続可能な PTA を目指しています。

大町小は児童数が 100 人にも満たない小さな学校です。全ての学年が 1 クラス。保護者の数も当然のことながら多くありません。その為、以前は様々な係や委員会がありほとんどの方が何か役割を担っている状態でした。「できるひとができるときにできることをやろう！」と活動しやすい PTA をめざし、組織については令和4年度より学級長、令和 5 年度に研修委員会を廃止、令和 6 年度には学年長の廃止を予定し下記の編制となりました。

【本部役員】

役職	人数	主な活動内容
会長	1 名	PTA の代表として PTA 全体を取りまとめる。他校との交流を行う。
副会長	3 名	会長の補佐をし、主に校内の PTA を取りまとめる。
書記	2 名	配布資料作成、PTA ブログ作成、データ作成を行う。
会計	2 名	必要経費の精査、口座より会費引出し、決算書作成を行う。
会計監査	2 名	PTA 会費の監査年 2 回行う。

※副会長、会計監査には上記以外に教頭先生が加わります。

委員会	主な活動内容
緑化委員会	わんぱく農園の管理(さつまいも・じゃがいも)を行う。

補導員	人数	主な活動内容
補導員	1 名	5 中ブロックの地域パトロールを行います。

※PTA 会員の中からお願いしておりますが、市川市教育委員会に委嘱します。

【会員】

内容	時期	主な活動内容
旗当番	年1～2 回	登校時の安全指導を行う。
プール清掃	6 月	学校のプール清掃を行う。
草むしり	6 月	校庭の草むしりや側溝の清掃を行う。
運動会お手伝い★	5 月	運動会準備、当日見回り、後片付けを行う。
森で遊ぼう★	6 月	5 中ブロックイベント運営のお手伝いを行う。
ウォークラリー★	11 月	5 中ブロックイベント運営のお手伝いを行う。

※ プール清掃・草むしりは募集を行いお手伝いできる方をお願いしております。

★印の付いているものは本部役員の中から参加できる人を募集しますが、人数が足りない場合に会員の皆様にもお手伝いの募集を行います。

PTA よくある質問 Q&A

Q. PTA に加入しなかった場合こまることはありますか？

A.PTA に入会する、しないにかかわらず、お子様に対する対応は変わりません。ただし、PTA 側では加入していない方の個人情報を把握していないため、PTA に関する情報が届かない場合があります。また市川市 PTA 連合主催の保護者向けのバレーボールやバトミントン大会への参加ができません。

Q. PTA に入会したら抜けることはできませんか？

A.入会届はお子様卒業するまで有効ですが、途中で抜けることもできます。本部役員に連絡か大町小ホームページ「PTA 各種書類」カテゴリ内の退会届(HP 整備中)を学校経由で PTA 本部にご提出ください。退会は各月末日となりますので退会希望日の前月末までにご提出ください。転出による退会の場合、退会届の提出は不要です。

Q. 退会したが、やはり入会をしたい。途中で加入することはできますか？

A.可能です。入会届を出した翌月1日が入会日となります。その為、それ以前の情報をさかのぼってお渡しすることはできないため、入会前にお知らせがあった活動に関しては参加することができません。

Q. 本部役員は仕事をしていてもできますか？

A.もちろん大丈夫です。会議なども全部出席できなくても議事録等で情報共有できますので、ご安心ください。

Q. 本部役員の負担は大きいですか？

A.必ずこの日に全員集まらなければならないといった縛りをなくし、「できる人ができるときにできることをする」という方向にシフトしています。これまで慣例化されていた活動の見直しをし、本部役員の活動をご協力いただける会員の方にお手伝いをお願いしていく等、柔軟に対応することで負担を削減しています。

Q. PTA 会費は高くないの？

A.今後活動の見直しと共に金額も見直しを行い検討していきます。

Q. PTA はなにをしているの？

A.この質問は多くの加入世帯からありましたので、今回このしおりを作成しました。また普段の活動に関しましては大町小ホームページに PTA 専用のページを開設し活動報告や情報を随時アップロードしています。各種書類も掲載しています。



大町小 PTA 会則

市川市立大町小学校父母と教職員の会則

昭和48年10月11日設立

平成20年4月25日第8条改正平成23年5月6日第9条第5項改正

平成26年5月2日第9条第2項および第5項改正

令和5年5月1日第9条第3項、第13条、第16条改正

以下繰り返し

第1章 総則

第1条 本会は市川市立大町小学校父母と教職員の会（省略：大町小学校PTA）といい、本会の事務所を市川市立大町小学校(住所市川市大町84-10)に置く。

第2条 本会は、父母と教職員の理解、協力により学校教育の振興を図ると共に、児童の福祉と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 父母と教職員の理解、親睦に関する事柄。
2. 学校教育の協力に関する事柄。
3. 社会、家庭、学校の連絡に関する事柄。
4. 児童の福祉に関する事柄。
5. 会員の教養及び親睦に関する事柄。
6. その他必要となる事柄。

第2章 会員

第4条 本会は、市川市立大町小学校の児童に保護者、又は、これに代わる人（以下、保護者という）並びに教職員の普通会員と教育に関心を持つ特別会員を以て組織し、会員は、平等の権利を有する。

第3章 役員

第5条 本会に、次の役員を置く。

名誉会長1名（学校長）、会長1名、副会長（内1名は教頭）、会計、会計監査、書記

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。尚、補欠により就任した者の任務は前任者の残任期間とする。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
3. 会計は本会の予算の執行、調整を図り、出納の責任を持ち、年度始めの総会において会計監査による監査を経て、前年度経費の決算をする。
4. 会計監査は会計を監査する。
5. 書記は、庶務を司る。
6. 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第8条 役員選出は、次の方法による。

1. 会長、副会長、会計、会計監査、書記は選考委員会が推薦し、総会の承認を得る。
2. 顧問は会長がこれを委託する。

第4章 機関

第9条 本会に次の機関を置く。

総会、役員会、幹事会、専門委員会、学年委員会、選考委員会

1. 役員会は会長、副会長、会計、会計監査、書記を以て構成する。
2. 幹事会は、役員及び各学年委員長を以て構成し、総会に次ぐ決議機関である。
3. 専門委員会として緑化委員会をおく。

4. 学年委員会は各学年の学級委員を以て構成する。
5. 校外委員会、選考委員会は、幹事会本部役員を以て構成する。
6. その他、必要に応じて他の委員会を設けることが出来る。

第5章 会議

第10条 会議は、会長がこれを招集する。

第11条 総会は、毎年1回開かなければならない。但し、必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。

第12条 総会で解決すべきものは次のとおりとする。

1. 役員の承認
2. 予算、決議の承認
3. 会則の変更
4. その他必要な事項

第13条 総会は、委任状を含む全会員の1/2以上の出席で成立する。尚、会議の議題については、出席会員の過半数を以て決する。但し、会員を招集しての総会開催が困難な場合は会長が総会の決議の目的である議案について提案を行い、書面又は電磁的記録により全会員の1/2以上の参加の意思表示によって総会は成立する。尚、会議の議題については、参加会員の過半数を以て決する。

第14条 役員会は、必要と認めた時、各種委員会を設けることが出来る。

第6章 会計

第15条 本会の経費は、会費、事業益金及び自発的寄付金その他を以てあてる。

第16条 会費は、1世帯（1家庭）月額500円とする。徴収は年2回学校徴収金と合わせて行う。

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

大町小学校PTA慶弔規定

本会則は、平成14年4月25日から施行

第1条 本規定は、大町小学校PTA慶弔規定という。

第2条 本規定は、大町小学校PTAに適用する。

第3条 本規定の内容は、次のとおりとする。

1. 児童及び保護者に対するもの。児童及び保護者の不幸の際は、次の香料をおくる。
5,000円
2. 教職員に対するもの。教職員及びその親（配偶者は含まない）の際は、次の香料をおくる。
5,000円

第4条 本会計の経費は、本会の会費から支出する。

第5条 第3条に該当しない事項については、幹事会の承認を得て行われなければならない。但し、急を要する場合は会長の判断で行い、直後行われる幹事会で報告する。

大町小学校PTA表彰規定

本会則は、平成28年4月28日から施行
令和5年5月1日第4条改正

第1条 本規定は、大町小学校PTA表彰規定という。

第2条 本規定は、大町小学校PTAに適用する。

第3条 本規定の内容は、次のとおりとする。

PTA役員として、累計3年間以上その職務を遂行した者が退会の場合、感謝の意を表し、感謝状を贈る。但し会長は退任時とする。

第4条 表彰該当者は、次の基準とする。

1. 会長
 2. 副会長
 3. 会計
 4. 会計監査
 5. 書記
- また会長推薦により、学校への貢献度が多大と認められる者も対象とする。

第5条 表彰は定期総会の際に新会長が行う。

大町小 PTA 個人情報扱いに関する基本方針について

大町小学校 P T A（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとします。

※次期総会において下記の「大町小 PTA 個人情報取扱い方針」を決議事項とする予定です。

【大町小 PTA 個人情報取扱い方針】

第1条（目的及び定義）

1. 市川市立大町学校 P T A（以下「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、P T A 名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。
2. 本取扱方針において用いる用語は次のとおりである。
 - (1) 会員とは、市川市立大町小学校 P T A の会員をいう。
 - (2) 本人等とは、個人情報対象者（本人）、個人情報対象者の保護者、あるいは、本人やその保護者らから委任を受けた者をいう。

第2条（本会を取り扱う個人情報）

本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。

- (1) 会員の氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレスなど）
- (2) 会員の児童・生徒の氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレスなど）クラス
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な情報

第3条（管理責任者・管理方法）

1. 本会の個人情報管理責任者を PTA 会長とする。
2. 本会は、市川市立大町小学校（市川市 8 4 - 1 0）内の P T A 会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。

第4条（情報の収集・利用）

1. 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、児童、生徒、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。
 - (1) 会費集金・管理
 - (2) 本会役員の選任
 - (3) 名簿の作成（本会事業催行の為、作成した参加者名簿などを含む）
 - (4) 関係文書の送付
 - (5) 作品などの募集・管理
 - (6) その他、役員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合
2. 本会の役員又は会員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得たうえ、予め備え付けてある管理名簿に利用した日・利用した目的・内容を記載したうえでなければ個人情報を利用できない。

第5条（第三者への提供）

本会は、収集した個人情報を次の場合を除き、役員会が必要と判断した場合以外第三者に提供することは

できない。なお、役員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人等から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、役員会が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条（情報の開示等）

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条（秘密保持）

1. 会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
2. 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、役員会に報告するとともに、右事実を本人等に通知しなければならない。

第9条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第10条（本取扱方針の改正）

本取扱方針は、役員会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

附則

本取扱方針は令和〇年〇月〇日より施行する。